

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市教育文化センター使用許可に関する事務（使用料等の還付）
根拠条例等・条項	堺市教育文化センター条例第15条及び第26条第7項 堺市教育文化センター使用料等規則第2条第3項、第4項及び第8条
所 管 課	教育センター 企画相談課
審 査 基 準	堺市教育文化センター条例第15条及び第26条第7項、堺市教育文化センター使用料等規則第2条第3項、第4項及び第8条に基づき審査する。 ○堺市教育文化センター条例 （使用料等の不還付） 第15条 既納の使用料、観覧料及び駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 （利用料金等） 第26条 市長は、会館の使用、プラネタリウム若しくは全天周映画の観覧又は駐車場の利用に係る料金（以下この条において「利用料金等」という。）を指定管理者に自らの収入として収受させることができる。 （略） 7 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金等の全部又は一部を還付することができる。 ○堺市教育文化センター使用料等規則 （使用料） 第2条 （略） 3 市長は、条例第5条第1項後段の規定により教育委員会が使用の許可の変更を承認したときは、既納の使用料を変更後の使用許可に係る使用料（以下「変更後の使用料」という。）の全部又は一部に充てることができる。この場合において、既納の使用料に残額が生じたときは当該残額を還付しないものとし、変更後の使用料に不足額が生じたときは当該不足額を直ちに使用者に追加納付させるものとする。 4 前項後段の規定にかかわらず、堺市教育文化センター管理運営規則（平成6年教育委員会規則第9号。以下「管理規則」という。）第10条第4項の規定により使用の許可の変更を承認した場合において、既納の使用料に残額が生じたときは、当該残額を還付するものとする。 （使用料等の還付） 第8条 条例第15条ただし書の規定により使用料又は観覧料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。ただし、管理規則第10条第2項の規定により使用の許可の変更を承認した場合は、第2号の規定は適用しない。 (1) 天災地変その他使用者（条例第7条に規定する使用者をいう。以下同じ。）又は観覧者（条例第13条第1項の規定により観覧料を納付した者をいう。）の責めに帰することのできない事由により使用し、又は観覧することができなくなった場合 既納の使用料又は観覧料の全額 (2) 使用者が、次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ次に定める日までに使用の取消しを申し出て、その理由が認められた場合 既

	納の使用料の半額 ア ホール（ホールとともに使用する他の施設を含む。） 使用しようとする日の1か月前の日 イ リハーサル室及びギャラリー（ホールとともに使用する場合を除く。）使用しようとする日の15日前の日 ウ ア又はイに掲げる施設以外の施設 使用しようとする日の7日前の日 2 使用料の還付を受けようとする者は堺市教育文化センター使用料還付申請書（様式第3号）に使用許可書を添付して、観覧料の還付を受けようとする者は堺市教育文化センター観覧料還付申請書（様式第4号）に観覧券を添付して市長に提出しなければならない。	
標準処理期間	標準処理期間	即時（または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。）
	標準処理期間を設定できない理由	